

○茨城消防救急無線・指令センター運営協議会幹事会規程

〔平成25年4月24日〕
〔協議会規程第1号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約(平成25年4月1日施行。以下「規約」という。)第14条第2項の規定に基づき、幹事会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会(以下「協議会」という。)へ提案する事項の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項の検討に関すること。

(組織)

第3条 幹事会は、次に掲げる幹事をもって組織する。

- (1) 構成団体(規約第2条に規定する構成団体をいう。以下同じ。)である市町及び構成団体である一部事務組合を組織する市町の副市町長(副市町長を2人以上置く市町にあっては当該市町の長が指名した副市町長、副市町長を置かない市町にあっては当該市町の長が指名した者)

- (2) 構成団体の消防長

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に、幹事の互選により幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長は、幹事会の会務を総理する。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長は、会議の議長となる。

2 幹事会は、幹事の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 幹事会の議事は、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、幹事長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 幹事会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について、会長へ報告するものとする。

(専門部会)

第8条 第2条に規定する所掌事項に関する詳細な調査及び検討を行うため、幹事会に専門部会を置く。

- 2 専門部会で調査及び検討を行った場合は、当該調査及び検討の結果を幹事会に報告するものとする。
- 3 専門部会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会事務局において行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。